平成２２年（フ）第３１０号
愛知県岡崎市美合町字生田168番地
債務者　山田　清一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７６号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地５棟807号
債務者　金城義信こと　ＫＩＮＪＹＯ　ＮＥＬＳＯＮ　ＹＯＳＨＩＮＯＢＵ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７７号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地５棟807号
債務者　金城ケイ子こと　ＫＩＮＪＹＯ　ＭＡＲＩＬＤＡ　ＫＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３号
三重県伊勢市小俣町元町457番地
債務者　岩井　浩司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
三重県伊勢市小俣町本町1412番地３
債務者　中山　美香
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９号
青森県八戸市南類家５丁目８番23号　クレセント泉山Ａ201、前住所青森県八戸市南類家２丁目19番10号
債務者　森　みどり
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
岩手県一関市青葉１丁目２番11号　シャトレー荒谷204、前住所大分県宇佐市大字城井665番地の15
債務者　常廣　　久
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６３号
岩手県一関市大東町摺沢字栃折沢186番地９
債務者　藤井　秀子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１８号
青森県八戸市大字長苗代字蟇河原５番地１　フェアリーハウスＡ101、前住所青森県八戸市小中野２丁目19番６号
債務者　中居　強志
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
青森県三戸郡南部町大字斗賀字上明戸16番地12
債務者　夏坂　美予
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
青森県八戸市八太郎６丁目11番13号　熊野アパート１号室、前住所青森県八戸市下長４丁目７番13―12号　県営第13棟第１－２号
債務者　村井　勝秋
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
青森県八戸市八太郎６丁目11番13号　熊野アパート１号室、前住所青森県八戸市下長４丁目７番13―12号　県営第13棟第１－２号
債務者　村井　和代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
青森県八戸市大字新井田字坂８番地１　雇用促進住宅３―207
債務者　佐藤日出子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
青森県八戸市石堂４丁目２番26号
債務者　櫻井奈津子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
群馬県太田市脇屋町229番地９
債務者　鈴木　信男
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０４号
群馬県館林市東美園町18番地の５
債務者　鑓田　裕二
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６２号
岐阜県養老郡養老町大場835番地43
債務者　中豊留千夏
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係